

令和2年10月1日
最高管理責任者・学長

京都外国語大学・京都外国語短期大学における 公的研究費の不正防止に関する基本方針

京都外国語大学・京都外国語短期大学(以下「本学」という。)では、研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程第4条に基づき、公的研究費の不正防止に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
4. 公的研究費の適正な運営・管理活動
5. 情報発信・共有化の推進
6. モニタリングの実施

1. 機関内の責任体系の明確化

【最高管理責任者】

学長：本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

【統括管理責任者】

副学長：最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

【コンプライアンス推進責任者】

法人部長・国際言語平和研究所長：各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

【コンプライアンス推進副責任者】

法人課長・人事課長・財務課長・研究科長・学部長・キャリア英語科長：コンプライアンス推進責任者の指示のもと、実効的な管理監督と指導を行う。

不正防止計画推進部署の設置

本学では、研究機関全体の観点から具体的な不正防止対策を策定・実施する不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)として国際言語平和研究所(以下「研究所」)を設置し、その庶務は研究所の事務職員が兼務する。